

令 和 2 年

亀山市教育委員会第 4 回臨時会会議録

# 亀山市教育委員会第4回臨時会会議録

## 1. 日 時

令和2年5月1日（金）午後4時開会

## 2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

## 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	若 林 喜美代
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	太 田 淳 子

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLといふ）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLといふ）	武 居 政 敏
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLといふ）	武 内 早奈美
教育総務課主幹（兼）施設・保健給食グループリーダー	渡 邇 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLといふ。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

## 6. 会議録署名者指名

1番委員（大 萱 宗 靖 委員）

2番委員（若 林 喜美代 委員）

## 7. 議事

教育長 議案第44号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第17号「亀山市立小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う在宅勤務に関する要綱の制定について」

教育部長 新型コロナウイルス感染拡大防止に資する制度の充実を図るため、亀山市教育委員会の所管に属する亀山市立小学校及び中学校における公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項に掲げる職員又は地方公務員第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職に関し必要な事項を定めたものである。詳細については、学校課長より説明します。

学校課長 （資料に基づき説明）

宮村委員 在宅勤務の条件を細かく見れば気になるが、この要綱の制定にあたり、準則があったのか。亀山市が独自に行つたのか。また現在、在宅勤務をしている職員はいるのか。

学校課長 三重県の方から情報提供されたものがあり、それに沿って作成しました。実際に在宅勤務している者がいます。

宮村委員 何名の職員が在宅勤務しているのか。

学事G L 現時点では明確な数字はお答えできませんが、各学校から取組状況が報告されますのでそれを集約していきます。

宮村委員 県費の職員、市費の職員。これから積極的に行っていくことになるのか。

学校課長 はい。授業があれば難しいですが学校においては、現在臨時休業措置中ですので、実施可能だと考えています。

教育長 5割減目標と説明がありましたら5割在宅勤務を取っている職員がいるということではなく、学校にいる職員の集団を5割にしようとしています。勤務の割振りで、土日出勤の代わりに平日を休むとか有給休暇等多くの方法を駆使し出勤している職員の集団

- を半分にしようとしています。市費についても3割減が目標です。
- 宮村委員  
教育長  
大萱委員
- 要綱に基づき、申請をするということでよいか。  
まずは校長に申し出るという形となります。
- 基本的には、在宅勤務を行う方は、子どもの面倒を見るための方と学校長が在宅勤務をするようにという指示が出た方ということですね。子どもの面倒を見るために申請する方はたくさんみえるのですか。
- 学事G L
- 具体的な数字は申し上げれませんが、子どもの世話をすることで特休を申請している方は非常勤、常勤含め複数名みえます。
- 大萱委員  
教育長
- 特別休暇とはなにですか。
- 特別な休暇ですから勤務ではありません。子どもの面倒を見る場合と子どもがいるから家で仕事をしようとする2種類あります。
- 子どもの世話に専念しようということで休む場合は特別休暇になりますし、子どもがいるから家で仕事をしようとする場合は在宅勤務の申請をすることになります。
- 大萱委員
- この要綱は4月23日専決されているが、それまでの期間は特休だったがこの要綱ができたことにより在宅勤務にするという方もみえるのではないか。
- 教育長
- 一定数みえると思います。自宅で仕事ができるから助かったという職員もいると思います。
- 大萱委員  
学事G L
- 要綱第3条における(1)、(2)どちらの割合が多いですか。
- 要綱制定日4月23日以降は(2)の方を推奨しているような形ですが、一定数の方は子どもの世話をするため在宅勤務を選択されている方もみえます。
- 教育長  
若林委員
- 校長会においても在宅勤務を推奨しています。
- これまで取っていた特別休暇だけではなく、在宅勤務ができるとのことで職員は喜んでいると思いますので、進めてもらえばよいと思います。
- 太田委員
- 今年度から、パソコンで出勤のチェックを行うとのことだったが、アナログ式に戻ると思うが、管理はどこが行うのか。
- 学校課長  
太田委員
- 最終管理は学校長になります。
- 様式2に関係するのですが、情報が漏洩した場合はどのような扱いになるのか。

教育長　自己申告というものの嘘を書けば虚偽の申告となり、処分の対象となります。全職員とは言いませんがこういう環境にない方は電子データを持ちださないと認識しております。

太田委員　この要綱がないと先生も自宅へデータを持って帰れないということはよく理解できるが、持って帰った担任の先生だけの責任になってしまうのは不安です。特に慣れていない先生は持って帰らないほうがいいのかなと思います。また、校長先生も気にして管理していただきたい。

教育長　校長にも監督責任が伴いますのでしっかり注意喚起をしてください。

宮村委員　新型コロナウイルス感染症の特別休暇取得はいつ決まったのか。取れる日数の上限はあるのか。この在宅勤務は校長が認めれば出来るということだが、介護をする高齢者がいる場合も特別休暇が取れると思うがこの要綱の対象とは違うのか。

学事G L　新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇に関しては3月に通知がありました。上限については現在、設けられていません。またこの要綱の対象は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業により自宅で世話をする職員となりますので、孫は対象外となります。介護することを目的とした休暇である介護休暇はまた別にあります。

(ほかに質問はなく、議案第44号は可決される。)

教育長　議案第45号「亀山市立学校の管理に関する規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長　亀山市立学校の管理に関する規則において学期及び休業日を規定しているが、教育委員会が必要と認める場合において、学期及び休業日を変更することができるよう規則改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細については、教育総務課長より説明します。

総務課長　(資料に基づき説明)

太田委員　今後更に休業が伸び、6月まで引っ張ることがあれば、2項の部分で変更するということか。

総務課長　改正を認めていただくと、そのように変更していくこととなります。

- 大萱委員 改正前の休業日について教育委員会が必要と認める日というのを無くしても問題ないのか。改正後についてはあくまで休業日の変更のことを定めているのではないか。
- 総務課長 無くしても問題ございません。例えば土曜日に授業を行う場合、別の条で定めております。改正後では教育委員会が必要と認めるときは学期及び休業日を変更することができることとし削除も追加もできるように変更できることとなり、逆に重なるという意味で改正前の 5 号を削ったものです。
- 大萱委員 改正後において休業日を急に作るのは無理ということか。
- 教育長 できます。改正後では、秋休みを作ろうとした場合にこの規定で作ることができます。
- 宮村委員 学校は現在、臨時休業中である。この現在の休みはどの規定によって休業となったのか。
- 総務課長 現在の臨時休業は学校保健法で学校設置者が休業を決定しています。
- 宮村委員 では、なぜ今回の改正が必要なのか。改正の主旨はなにですか。
- 総務課長 夏季休業日が 7 月 21 日から 8 月 31 日までとなっていますがこの期間に授業を実施するとなると変更が必要なためです。学期の変更も含めてです。
- (ほかに質問はなく、議案第 45 号は可決される。)

## 8. 報告事項

- 教育長 報告事項 1 「新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業延長について」説明を求める。  
(教育部長詳細説明)  
先ほどの規則改正が可決されたことにより、学校等の臨時休業の延長をさせていただいたことを報告します。
- 宮村委員 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長のお知らせは 4 月 28 日付けで作成されているが、本日の規則の一部改正前であるがそれでいいのか。
- 総務課長 17 ページの 8 番の項目、夏季休業期間の短縮についてでございますが、夏季休業期間の短縮を予定していますと表現させていただいている。もちろん委員会で規則の一部改正を認めていただいたうえで決定させていただきます。

- 太田委員 また変更があれば報告があるということですね。臨時休業中の学習支援について、教職員が電話連絡するとありますが在宅ワーク中にされるということですか。
- 学校課長 在宅勤務ではなく学校での勤務の中で行います。
- 教育長 個人情報の管理の問題はありますが、自宅からするのがいけないということではありません。在宅勤務に関する要綱第12条3項においても在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その費用は実施職員の負担とするとあります。
- 太田委員 先生の個人情報が洩れることによりトラブルになることがないよう管理してください。
- 学校課長 細心の注意をさせていただきます。
- 大萱委員 今回の臨時休業が5月31日まで伸びることにより夏季休業期間の短縮が行われるが、学校休業日はどれだけあり、夏季休業期間の短縮により授業日はどれだけあるのか。
- 学校課長 実際、休業の日数と短縮の日数は合わないので、学校行事等を差し引きますと大きな差は生じないように調整させていただいているが現在、正確な日数は把握してございません。
- 教育長 実数カウントはしています。小学校においては午前中授業で午後、家庭訪問があったり遠足があったり、1年生を迎える会等集会をしてたりプール水泳指導があったりしますがそれを中止にしておりそれで賄える実数をカウントしています。中学校においては職場体験学習を中止にしておりますので実数を調整したときに賄えるという設定になっております。
- 大萱委員 5月31日まで休業の延長をしても夏季休業期間の短縮により授業数は賄えるということですね。
- 教育長 賄えなければ夏季休暇期間を再度考えたり、冬季休業の期間を考えないといけません。
- 太田委員 この通知を知らせることにより保護者から学力の保障の点からクレーム等はなかったですか。
- 教育部長 多くの方は感染症予防の観点からご理解をいただいています。ただ学力保障や生活のリズムが崩れないか危惧されている方も見えます。学校に行かせることのほうが不安であるという方が大多数であります。
- 太田委員 小学校低学年、特に1年生は数日しか学校に来ていないが、ど

のような指導をしているのか。

支援G L

ひらがなの練習や小学生の生活のリズムを整えるための基礎的な部分の指導をしています。

太田委員

幼稚園と保育園を卒園した児童で差があるのではないかという声を聞くがそういう方も若干名みえるということを理解しておいてください。

支援G L

どのようなことが学校でできるか考えさせていただき、より効果的な過ごし方や学習の方法について学校に発信していきたいと考えています。

若林委員

放課後児童クラブについて現在どのくらいの人数の方が預けられているのですか。

研究G L

正確な数字は持ち合わせていませんが、この休みに入った時点で360人程度でみえましたが特に昨日からかなり減っている状況です。大型連休に入ったこともあると思うのですが、だんだん減っている状況にはあります。

教育部長

当初から比べると徐々に減ってきています。ただ私どもが懸念いたしますのは特定の小学校での密でありまして、亀山西小学校、井田川小学校、川崎小において大きな人数が集まっていますので、可能な限り自粛していただきたいと要請している状況であります。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項2「夏季休業期間の短縮について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項3「令和2年度教育予算2次補正について」説明を求める。

(担当課長詳細説明)

若林委員

12ページの事業費のうち、端末購入費給付の250世帯、通信費補助の310世帯はどういう意味ですか。

学校課長

310世帯は10世帯が生活保護世帯で300世帯が就学援助世帯であります。その中で端末をお持ちの家庭もありますので購入費は250世帯としておりまして、オンライン学習をしていく

には通信費は端末を持っている持っていないに関わらず発生しますので全世帯の310世帯としています。

宮村委員

オンライン学習に支援の必要な世帯に支援をすることによってオンライン学習は全ての世帯が可能になるという理解でよいか。

学校課長

それでも一定数オンライン学習ができない環境の方も残るものと思います。その場合、学校に来ていただいてパソコン教室を利用していただくとか学校のパソコンを使っていただいて対応することを考えています。

宮村委員

この補正予算が市議会で可決されればいつからこの給付事業はするのか。

学校課長

なるべく早くから実施するようにします。一定期間をもって給付の手続きをしたいと思っています。

教育長

給付は速やかに行います。

大萱委員

端末購入費給付の250世帯、通信費補助の310世帯その世帯数の違いを説明してください。

学校課長

タブレット端末等、端末をお持ちの世帯は相当数みえるかと思いますのでその世帯は対象外としております。ただし通信費は全世帯発生しますので310世帯全世帯を対象としています。

大萱委員

それはアンケートで調べたのですか。

学校課長

まずは抽出した学校にメール配信を使ったアンケートを実施しました。現在、全ての学校にアンケートをとっています。

大萱委員

アンケートにおいて必要ないと断ってきた場合、給付はしないのか。

教育長

就学援助家庭はリスト化されておりませんのでその家庭に郵送させていただきます。それで代表者の方に教育委員会に申請にきていただきます。申請にきていただかない方は給付しません。

教育部長

実質的な数は現時点では把握できるものではございません。抽出的な調査により端末をお持ちの方は一定数みえますので、全ての家庭において端末がないわけではございません。

教育長

オンライン学習の環境にない家庭を全て補助させていただくという事業ではございません。あくまでも生活困窮の支援策ということが目的であって経済的格差によってオンライン学習の環境が整わない家庭に給付をさせていただくということです。

宮村委員

これは生活保護、就学援助世帯が給付対象世帯ですよね。そう

でない端末を持っていない世帯はどうなるのか。端末がいきわたったとしても国が施設整備を加速するだけであってスタート出来るのはいつになるのか。

学校課長

オンライン学習ができる環境はすでに整っています。ただG I G Aスクールの1人1台端末が全ての学校において完了となるとその後になります。全ての家庭がオンライン学習ができる環境を整えたい。その中で一番不利な方に給付を行うということです。

宮村委員

生活保護、就学援助世帯にパソコンがいきわたれば双方のオンライン学習は可能ということですか。

学校課長

ほぼ可能ということです。

教育長

重い動画を流せば受け取れないとか課題はいくつかあります。

研究G L

環境が整ったとしても実際の運用となれば通信費の問題が生じます。教育委員会の事業とするにはいろいろなことを乗り越えないといけない現状があります。今回の補正予算につきましては就学援助世帯への給付金の意味合いが強いためオンライン学習をする整備とは別の意味があります。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

## 9. その他

総務課長

伊東靖男氏、瑞宝双光章受賞の報告。

## 10. 閉会

17時20分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員

